



平成 24 年 10 月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

**「DWS 世界国債ファンド（毎月分配型）」  
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「DWS 世界国債ファンド（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、平成 24 年 8 月末現在の受益権総口数が 258,265,318 口となっており、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10 億口）を下回った状況が続き、効率的な運用を継続することが困難な状況となっております。このような状況のもと、弊社といたしましては、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断をいたしました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面及び「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議\*の日程及び手続きについて

①受益者及び受益権口数の確定	平成24年10月15日（月）
②議決権行使期間	平成24年10月15日（月）～平成24年11月12日（月）
③書面による決議の日	平成24年11月13日（火）
④信託終了（繰上償還）予定日	平成24年12月7日（金）

※「書面決議」とは、繰上償還や信託約款の重大な変更等を行う際に、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、事前に受益者の意向を確認のうえ、当該繰上償還や変更等の可否を決定する手続きをいいます。

平成 24 年 10 月 15 日（月）現在の受益者は、上記②の議決権行使期間中に、弊社に対して書面をもって議決権を行使することができます。書面決議の結果、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決された場合には、当ファンドについて信託終了（繰上償還）を行います。なお、受益者の半数以上及び当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成が得られない場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、速やかに受益者にお知らせいたします。



## 2. 書面決議に当たっての議決権行使の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨及びその他の必要事項をご記入のうえ、平成24年11月12日(月)必着で、下記宛先にご郵送下さい。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面をお送りいただかない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成される場合には、上記の手続きをお取りいただかないことも可能です。

〔宛 先〕

〒100-6173

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 私書箱 40 号 「議決権行使書面受付」係

### （議決権行使に当たっての留意事項）

- ・このお知らせは、平成24年10月15日(月)現在において当ファンドを保有している方（議決権を行使することができる受益者）に送付いたしております。なお、平成24年10月12日(金)以降、当ファンドをご購入いただき、これに伴い取得した受益権については、本議決権はございませんので、ご了承下さい。
- ・平成24年11月13日(火)以降に弊社に到着した「議決権行使書面」につきましては、無効とさせていただきます。
- ・賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をお送りいただいた場合には、賛成されたものとさせていただきます。
- ・同一の受益者が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・お客様の個人情報は、この度の信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きに関する事務等を行うためのみに使用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しておりますプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）をご参照下さい。

## 3. 反対受益者の買取請求手続きについて

<買取請求期間：平成24年11月14日(水)～平成24年12月3日(月)>

信託終了（繰上償還）が決定した場合、反対された受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権について当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求に係る必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とします。）で、弊社所定の手続きに基づき、受託会社に対し、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求手続きにつきましては、反対された受益者に対し、別途ご案内申し上げます。

### （買取請求に当たっての留意事項）

- ・平成24年12月4日(火)以降は、当該買取請求の受付を行いません。
- ・反対された受益者は必ず買取請求を行わなければならないということではありません。
- ・買取請求には諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常解約請求よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ・買取請求は、銀行口座への振込手数料及び買取計算書の送付費用等が差引かれる為、申込受付日が同じ場合、お手取り額は解約請求に比べて少なくなります。
- ・買取請求受付期間中についても、反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り解約請求を受付しております。また、信託終了（繰上償還）まで引き続き受益権を保有されることも可能です。
- ・上記の買取請求を行った受益権については、通常解約請求を行うことはできなくなります。

## 4. 信託終了（繰上償還）が決定した場合の取得申込み及び解約請求の受付について

以下の通りの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	平成24年11月14日(水)まで
解約請求の受付	平成24年12月5日(水)まで

## 5. お問合せ先について

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-442-785（受付時間：弊社営業日の午前9時から午後5時まで）

以上